

第3回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 第3回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成25年2月4日(月) 14時00分～15時40分
- 3 場所 福島県庁西庁舎 12階講堂
- 4 出席委員 26名(定員32名)

○司会(佐藤)

それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回福島県防災会議原子力防災部会を開会いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により、部会長より事前に代理者として指名を受けております、長谷川生活環境部長よりご挨拶いたします。

○議長(長谷川委員、以下「議長」という。)

本日はお忙しい中、第3回福島県防災会議原子力防災部会にご出席たまわり、誠にありがとうございます。また、東日本大震災被災以来、皆様には震災後の対応、そして復旧・復興に向けご尽力をいただいております、改めて敬意と感謝を申し上げます。私、1月18日付けで生活環境部長に着任いたしました長谷川でございます。震災からの復興・復旧に向け、しっかりと取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大震災からまもなく2年になります。未だに15万6千人余りの県民の方々が避難を余儀なくされている厳しい状況でございます。このような状況にあって、新たな災害に対する備えについて早急に体制を整える必要があることから、地域防災計画の見直しを進めてきております。まず、初動対応を中心とした見直しにつきまして、県民の皆様方、関係機関からのご意見、そして本部会での審議を経て、昨年11月29日の福島県防災会議において決定をいただいたところです。本日は、昨年10月末に原子力規制委員会が策定をしました、原子力災害対策指針などを踏まえた見直しについて、ご協議をいただくことにしております。

なお、この指針は原子力規制委員会において引き続き具体化に向けた検討が進められておりました、先月30日にその一部について改定の原案が示されたところです。これを受けまして、この改定原案に対する対応についてもできるところは早く取り入れるということで、本日の検討をいただくこととしています。防災対策のさらなる充実を図るため、必要な見直しについては随時行って参りたいと考えております。皆様にとっては引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

次に、本日の部会への出席状況でございます。お手元に配布いたしました名簿のとおり、32名中5名の欠席の報告をいただいております。次に、本日の部会の公開及び傍聴上の留意点についてご説明いたします。本部会の公開につきましては、議事録につきましては原則として会議終了後1ヶ月程度で作成し、県のホームページで公開する予定となっております。会議及び資料は、セキュリティに関する情報等、公開に適切でない部分を除き原則として公開いたします。次に、本日の傍聴上の留意点について申し上げます。会議中は静粛に傍聴をお願いいたします。仮に会議の妨害となると事務局が判断した場合には、退場していただく場合がございます。また、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りいただくなど、よろしくお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、お手元にお配りした次第の下のほうの欄のところに記載してございます。不足等がありましたら事務局までお知らせ願います。

それでは議事に移ります。部会長代理として長谷川生活環境部長が議長を務めることとなりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、本日は議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。それでは議事に入ります。本日の審議事項につきましては、お手元の次第の報告2点、審議について3点でございます。初めに事務局から報告事項として2点、まずステップ1の修正概要について、昨年11月に了承いただきました内容について、その後の国への報告もまとめまして事務局から説明をお願いします。

○事務局

原子力安全対策課の小山でございます。それでは、私のほうから地域防災計画原子力災害対策編のステップ1での修正概要について、資料1に基づきましてご説明させていただきます。資料1を

ご用意いただきたいと思います。この資料は、前回、昨年11月21日でございますが、開催させていただきました、当原子力防災部会においてご審議いただき、ステップ1として修正いたしました原子力災害対策編の修正について、経緯・主な修正点について概要をまとめたものでございます。

1 ページ目の(2)見直しの経緯をご覧いただきたいと思います。経緯でございますように、第2回の防災部会を11月21日に開催させていただいておりますが、その第2回部会の後、11月29日に県防災会議が開催されまして、ステップ1の内容の修正が承認され、12月3日には内閣総理大臣へ報告され、公表されたところでございます。

主な修正点につきましては、繰り返しになると思いますが、今回、改めてステップ2への検討の前に、簡単に説明させていただきたいと思います。

まずは、第1番目といたしまして、テーマ1災害対応体制について、重点地域を従来の発電所から概ね10km6町から、暫定的に13市町村に拡大をいたしました。また、県内全市町村における原子力災害の備えを規定したところでございます。現在、各市町村では改定に向けた準備を進められていると承知してございます。さらに裏のページになりますが、複合災害への備えとして県本部の災害対策本部に原子力班を設置する等の規定を置いたところでございます。さらに、テーマIIの情報連絡体制につきましては、記載でございますように、通報連絡先の拡大、通報連絡体制等の強化、あるいは、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化などの情報共有の強化を規定したところでございます。現在、このテーマに基づきまして、緊急時連絡網の13市町村への拡大、あるいは衛星携帯電話の整備等の配備を進めてございます。

3番目といたしまして、住民の避難対策でございます。県の広域避難計画の策定、あるいは県外避難が必要となった場合の調整等の具体化を計画に盛り込んだところでございます。こうした広域避難計画の具体的な策定につきましては、現在、避難時間シミュレーション等の準備を含めて準備をしているところでございます。

また、4番目といたしまして、物資の供給・調達につきまして、モニタリングセンター等における必要物品の備蓄でございますとか、災害時応援協定の位置づけ等を設けたところでございます。災害時応援協定につきましては、現在、121の協定が締結されている状況でございます。3につきまして、今後の見直しについてでございますが、引き続き、ステップ2、ステップ3として見直しを進めていくということが2回目の防災部会において決定した方針でございます。国の指針等の策定状況を踏まえまして、見直しを進めていきたいと考えています。資料1に関する説明は以上でございます。

○議長

それでは、報告事項ではございますけれども、確認したい点等ございましたらお願いいたします。(発言なし)よろしいでしょうか。何かございましたら後ほど質問をお願いします。

続きまして、説明事項の2つ目といたしまして、1月10日に開催されました本部会ワーキンググループの開催結果について事務局から説明をします。

○事務局

ワーキンググループの開催結果についてご報告させていただきます。原子力防災部会のワーキンググループにつきましては、計画修正にかかる技術的な事項などを検討するために、前回、原子力防災部会にて設置が了承されたところでございます。先月1月10日に第1回を開催いたしまして、その内容についてご報告申し上げます。今回は、5人の専門家にお越しいただきまして、昨年策定されました原子力災害対策指針などを踏まえまして、ステップ2において反映する項目などについてご検討をいただきました。

資料2のワーキンググループ開催結果をご覧いただきたいと思いますが、会での主な意見でございますが、6の主な意見等と当面の対応案に記載してございますが、今回の国の防災指針に示されました、防護対策の当面の新たな考え方について、いろいろご意見をいただいているところでございます。(1)にあるPAZについて、皆様のお手元に配布してございます参考資料4の防災対策を講ずる区域と指標についてということで、縦長の参考資料4というのがあると思います。資料をご覧ください。右の方に同心円が3つほど書いてありますが、こちらの資料でございます。ここに、従来の国の防災対策についての考えがありまして、原子力発電所を中心に、10km圏内をEPZ、Emergency Planning Zoneということで設定してございました。このEPZの範囲内で、原子力防災センターにおいて、原子力災害本部対策協議会を設置し、設置された交通対策協議会において、緊

急時のモニタリングの結果や SPEEDI による放射線の影響範囲の予測の結果をもとにいたしまして、避難とかの防災対策を国が決定し、県や市町村に指示するということになっていたわけでございます。

今回の福島第一、第二の事故では、こうした手法ではなく、原子炉の状態から、一律に同心円状に避難指示を行いまして避難させたところがございます。今回の国の指針の改定では、国際原子力機関 IAEA などが示している考え方を取り入れまして、緊急時に防護措置を行う地域の範囲といたしまして、概ね 5 km の範囲を、予防的措置を準備する範囲 P A Z というふうに書いてございますが、5 km の範囲を指定しています。次に概ね 30 km の範囲を、緊急防護措置を準備する区域 U P Z というふうに設定してございます。さらにその外側には、放射性物質を含んだプルーム、放射性的の雲といいますか、空気の一団でございますが、通過する際の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域として、P P A というエリアを設定するというようなことが、昨年制定されました指針に示されてございます。抽象的でございますが、具体的なことを説明させていただきますと、1 番目の P A Z でございますが、今回の原子力発電所福島第一の事故による、事故が急速に進展した場合、迅速な対応が求められますが、放射性物質の放出量はその時間的な結果を予測することが困難でございます。それとともに予測にも不確かさが伴うというふうなことでございます。そういうことがございますので、炉心の損傷などの事故の進展といったものや観測可能なデータに基づいて予測確認ができるもの、そういった指標を用いましていろいろ判断をしていくと、こういった原子炉施設の状態に基づき、原子力発電所でこのような事態が生じたらこのような準備を行うということをおあらかじめ決めようというものでございます。そうしたものの判断基準として、いろいろと緊急時活動レベル、下に基準 E A L と書いてあるものや、あるいは、環境での測定の実測値に基づいて判断するレベル O I L としたもので決めているわけでございます。

E P Z に代わって、こういった 3 つのエリアを設定し、その時の状態によって防護対策の判断基準をおあらかじめ決めておくということを書いております。また、30 km の U P Z の外側には、P P A としてエリアが書いてございますが、これについては今回原子力規制委員会では国際的な議論の経過を踏まえつつ検討するとしてまだ具体的なエリアというものは示されてございません。略語がたくさん出てきて恐縮ではございますが、このような内容でございます。後で追加で説明させていただきます。

資料に戻っていただきたいと思っております。ワーキンググループではステップ 2 の見直しについて考慮すべき事項をご議論いただいた訳でございますが、この P A Z などの設定の考え方について、主にご意見をいただきました。第一原子力発電所の事故想定で重点区域を決めるのに国の結果を待つのではなくて暫定的にでも示しておくべきではないか、住民の帰還に合わせて決めていくべきではないか等いろいろご意見がございました。

また、(2) の緊急時モニタリングに対する意見について、資料 2 ページにまいりまして、オフサイトセンターの在り方など意見が寄せられた訳でございますが、これらについては、次のステップ 3、国のマニュアルの整備の段階でさらなる検討を深めて参りたいと考えてございます。

(4) 見直しの進め方については、いろいろと意見がございました。1 月 10 日の段階では、原子力規制委員会の検討が進んでおらず、どのような修正を行うかということについてもいろいろと検討した訳ではございますが、できるだけ前倒しで決められることについては決めた方がいいのではないかとご意見をいただいたところでございます。ただ、具体的な判断基準の設定を踏まえて、慎重に対応するべきだというふうな意見もございました。できるだけ、暫定的でも修正できる部分は極力見直しを行うということで、今回の防災部会に提出する見直し案の作成に、ワーキンググループでの意見を反映したところでございます。長くなりましたが、ワーキンググループの開催状況についての報告とさせていただきます。

○議長

それでは、ただいまの説明に対しご意見等ございましたらお願いします。(発言なし) 先程、事務局から話にあったご意見を踏まえまして、この後の見直しの方に続いていくので、次の審議事項に入らせていただきます。ステップ 2 の見直しの進め方、見直しの概要、先日策定されました改定の原案を踏まえた修正関係について、この 3 つは関連しますので併せて説明をお願いします。

○事務局

それでは、本日も審議いただきます。ステップ 2 の見直しの進め方等についてご説明をさせていただきます。資料 3 をご覧いただきたいと思っております。ステップ 2 の見直しの進め方について (案)

でございます。2の今後の見直しの進め方(1)に記載してございますように、ステップ2といたしましては、昨年10月31日に国の原子力規制委員会が示しました原子力災害対策指針を今回参考資料として添付してございますが、さらに、9月6日に中央防災会議で決定いたしました防災基本計画、この2つ以降を踏まえまして、昨年12月に内閣府と消防庁が原子力災害対策編の作成マニュアルを制定しております。このような文書に基づきまして見直し(案)を作成することとしたわけでございます。(2)のステップ3以降ということについてでございますが、四角の表の現状といたしますが、昨年11月にご審議いただいたところの国の指針の改定を踏まえた見直しの進め方というところでございまして、左側は現状ということでございまして、ご審議いただいたところでございますが、その規制委員会の方で当初、昨年12月までに見直しを進め、中間取りまとめを行うとしておりました、環境モニタリングの見直し作業でございますとか、その他の作業の進捗が遅れていること、そういった具体的な検討が進んでいないということでございますので、いろいろステップ2で見直しを行うとしていたものが、反映が少々困難な状況となっております。従いまして、現行では右側の変更(案)にございますように、緊急時モニタリングの修正がステップ3で全面改正を行うこととして、今回は修正の内容から外しております。また、SPEEDIの予測結果の活用ということも一部修正をいたしますが、モニタリングいたしておりますけれども、これもモニタリング結果に合わせまして、最終的に修正していきたいと考えております。

具体的な原子力災害対策指針に示されております、各項目の修正についての反映状況であります。資料3のA3横長を見ていただきたいと思います。資料3の3ページにございます。こちらで、原子力災害対策指針の目次と内容が記載してございます。この中でステップ2ということでございますが、今年の3月を目途に修正を行うというのがステップ2でございますが、その段階でなるべく入れていくということでございます。さらには、ステップ2のところ矢印が示してございます。赤い矢印の部分が前回までステップ2の見直しに反映する事項というようなことでやっていたわけでございますが、それぞれ備考に書いてありますとおり、若干遅れてございました。ちよくちよく状況は変わってございますが、こういった赤の部分が調整において遅れているということで、完全に盛り込むことができない状態でございます。こんな状況でございますので、一部今回は避難基準、あるいは設定とか緊急避難エリアといった部分に響くということで、防災計画の見直しの進め方に反映していきたいと考えてございます。また、現段階での検討スケジュールが示されていないものが多数ございます。この部分には、25年4月以降のステップ3の段階で一通りの計画の見直しを反映させていきたいと考えています。丁度飛ばしてしまいましたが、2ページ目には見直しの進め方のイメージ図が書かれてございます。今回、資料3の2ページにございますが、こういった災害対策指針の改定を行いまして、本日部会を開いている訳でございますが、今後、ご審議いただきまして3月中にはステップ2の見直しを終了させていきたいと考えてございます。資料3の説明は以上でございます。

続きまして、ステップ2の見直しの概要につきまして、恐縮でございますが資料4及び資料5に基づいて説明させていただきたいと思っております。まず、資料4が今回の主な改正ポイントと概要を示したものでございます。さらに資料5として用意したものが、昨年11月に修正しました現行計画と先程説明した、国の指針、防災基本計画等の改定を踏まえて作成しました今回修正する部分(案)を並列して記した対照表でございます。

まず、資料4をご覧くださいと思っております。今回のステップ2における主な修正事項について説明させていただきたいと思っております。まず、1といたしまして、原子力災害対策指針の改定を反映させる部分でございます。ここに、(1)といたしまして、暫定的に予防措置を準備する区域、PAZの導入及び緊急時防護措置を準備する区域といたしまして、UPZを導入するというものでございます。PAZにつきましては、急速に進展する事故の場合にも対応できますように、発電所の事故が発生して、ある段階まで進展しますと、自動的にといたしますか、避難的防護措置を実施することをおあらかじめ決定しておくというものでございます。この範囲が指針によりますと、概ね5kmと明記されましたので、本県地域防災計画におきましても、この考え方にに基づきまして範囲を指定するというを明記いたしました。特に、福島第一原子力発電所につきましては、こうした指針で決めている考え方を一律に導入することについては必ずしも適当でないと言われておりますので、暫定的に概ね5kmと設定するという考え方を示したのみにしてございます。

福島第二については、概ね5km以内の範囲で設定するとしておりますが、いずれについても警戒区域、帰還困難区域、避難指示解除準備区域と、現在区域に包含されるような地域でございま

す。現在、居住が制限されている区域となっておりますので、それぞれの具体的な範囲については、今後地元と十分協議した上で、設定するというようにしていきたいと考えてございます。UPZにつきましては、前回重点的にEPZとして設定しましたものを、今回新しい指針の考え方の緊急時防護措置を準備する区域の中に入る、前回導入した13市町村をUPZとするというようなことにしたいと考えてございます。資料5の修正案の対照表では、2ページの中程にこのような考え方で暫定的な重点区域の範囲というところをさらにこのような形で修正を加えておきたいということで修正案を作成してございます。ご意見をいただきたいと思っております。こうした範囲の設定は、具体的にどのような防災対策上の意味を持つのかということですが、ちょっとわかりにくいと思っておりますので、先程の参考資料4を改めてご覧いただきたいと思っております。縦長の同心円が書かれているものでございます。この資料で、2に防護対策の基準の比較というものが書いてございます。ここでPAZというものについては、いわゆる原子力災害対策特別措置法の第10条通報、これがあつた場合には、今回の福島第一原子力発電所の事故で申しますと、3月11日の15時42分に全交流電源喪失、こういった状況になったわけでございます。そういった場合には、施設緊急事態ということで、この段階ではPAZ内の方の要援護者の避難とかの措置を講ずるというふうなことになります。さらに、原子力災害対策特別措置法の第15条通報、こういった事態に至つた場合、ここでは例として全非常用炉心冷却装置の注水不能という状態が例として示されてございますが、今回の事故でございますと、3月11日の16時36分にはこの事態になってございます。こうした事態になりますと、区域の方、住民の方には避難指示が出されると、また、さらにUPZ内では避難の準備が開始されると、こういったことを予め原子力発電所の状況に応じて決めておこうというものでございます。これが、一番上のPAZ(2)のUPZの導入の趣旨でございます。次に(3)の緊急被ばく医療のほうにつきましては地域医療課の方からご説明させていただきます。

○事務局

地域医療課下重でございます。よろしく申し上げます。緊急被ばく医療につきましの修正点でございますけれども、主に2点でございます。まず1点、資料にございますように、救急・災害医療組織を最大限活用することと記載しておりますが、これは被ばく医療機関ばかりではなくて、県内で8箇所指定されております、災害拠点病院、こういったものを含めた体制整備を図って参りたいということでございます。それから、効率的な被ばく医療体制を構築するというふうに記載してございますけれども、具体的には県内外の初期それから二次被ばく医療機関、こういったところとの連携体制についての記載を追加してございます。次に(3)のイでございますけれども、緊急時の住民の間診、それからスクリーニング等これにつきましては、県内外の放射線専門機関でございますとか、県内の医療関係団体、こういったところに資機材の提供でありますとか、要員の派遣、こういったところを利用させていくというようなことを記載してございます。緊急被ばく医療につきましては以上でございます。

○事務局

続きまして、(4)の原子力災害中長期対策について説明させていただきます。今回の改定されました国の指針におきましては、原子力災害中長期対策につきまして、事態の収束がなされた後においても、環境に放出されてしまった放射性物質等の適切な対応が必要であるということで、今後の中長期にわたる環境放射線モニタリング、個人線量推定、健康評価、除染措置等の措置等が中長期対策という形で示されておまして、関係者間で十分対応することが重要であると基本的な考え方が示されてきたところでございます。現行取り組んでいるところでございますが、今回の指針の計画においても、中長期対策として位置づけるものとして、緊急事態解除宣言後の取り組みについても明示したものでございます。資料5で見ていただきますと、38ページ等に中長期対策についての記載がございます。従来、原子力災害復旧計画としていたところを、中長期対策として、緊急事態あるいは解除がなされた後におきましても、環境対策等について改めて規定したところでございます。

続きまして、その他といたしまして、指針の改定を可能な限り反映させるということで、何点かの修正も行ってございます。ここでいくつか紹介させていただきます。先に説明いたしました、PAZ、UPZの導入を踏まえまして、避難指示等について一定の修正を行ってございます。資料5の対照表では11ページの部分にPAZを導入した場合についての整理についての考え方等を記載してございます。さらには23ページ、こういったところにも屋内退避における考え方等について、基本的なところを訂正させていただいているところでございます。

次に今回の指針の改定では、今回の事故で東京電力がJヴィレッジ等に設定しましたような、後方支援拠点の設定が原子力施設設置者に義務づけられています。こういった後方支援拠点との確実な通信連絡体制を構築するといったことについても、今回の修正に加えてございます。その他の主な修正ということでございますが、1、2のその他修正ということでございますが、従来、県は15条通報段階で原子力災害対策本部設置に先立ちまして、災害対策本部を設置するというようにしておりましたが、今回のPAZの導入によりまして、発電所の重大なトラブル通報を受けた段階でも、必要に応じて知事が災害対策本部を設置して、応急対策を実施する旨の規定をしてきたところでございます。また、本計画あるいはマニュアルでの見直しについても、定期的に確実にを行うことを明記してございます。今後こういった計画に記載して、マニュアルでの見直しや新たなマニュアルの制定も積極的に進めて参りたいと考えてございます。

今後の見直しの進め方については、前回のステップ1と同様に、今後部会の審議を踏まえまして、修正案を作成いたしまして、パブリックコメント、市町村、関係機関に意見照会を行い、これらの意見を踏まえた修正案を次回の部会で審議し、防災会議で決定して参りたいと考えてございます。

続きまして、原子力災害対策指針の改定原案を踏まえた、ステップ2における修正の追加について説明させていただきたいと思っております。資料6をご覧くださいと思います。これまで説明してまいりました資料4、資料5につきましては、2月4日の防災部会に向けて、あらかじめ準備をして、皆様のお手元にもお配りしたものが基本でございますが、先般、1月30日に開催されました規制委員会におきまして、原子力災害対策指針の改定案が示されました。これは昨年10月に制定されました現行指針におきまして、内容充実のために議論が必要な事項を検討課題として示しておりましたが、その検討課題のうち、原子力災害事前対策、あるいは被ばく医療、その他いくつかの事項について、結果がとりまとまったので、今月20日には改定案を決定するというようなことでございます。

それで今回の国の規制委員会の改定の概要についての参考資料5をお手元に配布させていただいております。参考資料5原子力災害対策指針改定原案のポイントというものでございます。原子力規制庁のクレジットでございますが、こちらが今回30日に示された内容でございます。この範囲は、今回のために準備した修正案には出されておりませんが、2月20日には最終的に規制委員会で決定するというところでございますので、3月の修正までには、これまでの見直しの改定原案として示されたものにつきましても、できるだけ取り入れて参りたいと考えてございます。

今回は改定原案に示されました各事項について、対応方針というものを簡単に説明させていただきたいと思っております。まず、資料6の原子力災害事前対策についてでございます。この改定原案では、先程の参考資料の説明にも簡単にはございましたが、緊急時の初期対応を3段階、警戒事態、敷地緊急事態、全面緊急事態に区分いたしまして、それぞれの区分を判断する際の、施設の状況の考え方及び防護措置を記載してございます。これが(1)でございます。次に(2)といたしまして、放射性物質が環境中に放出された後の対策の判断基準となるもの、空間放射線量等の考え方が示されてございます。これはあくまで線量の予測値ということではなくて、実際に測定された線量の値ということで今回示されてございます。

内容につきましては、参考資料4の下のほうを見ていただければと思います。今回示されました原子力災害事前対策の指標でございます。こうしたものを指針にも書いてございますように、PAZの避難の初期対応で、初期の判断基準でございますが、現行、福島第一原子力発電所の事故炉への適応が困難なものもございまして、環境での放射線モニタリング結果としての判断基準、そういうものも示されてございますが、本県への適用が困難なものもございまして、そうした本県への適用が困難なものを除きまして、指針に定める基準を参照できるよう、どのようなものを反映できるかを検討いたしまして、できるだけ地域防災計画のほうに反映して参りたいと考えてございます。原子力災害事前対策についての県の対応については以上でございます。次の被ばく医療、こちらについて今回示された原案についての考え方について、地域医療課のほうから説明いたします。

○事務局

被ばく医療のうち、(1)の被ばく医療体制の整備でございますけれども、これについては先程説明しましたように、今回の修正に反映させて参りたいと考えてございます。

それから(2)の安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備、それから(3)のスクリーニングの実施体制の整備、こちらにつきましては、県のほうに緊急被ばく医療に関する検討組織がございまして、そちらのほうでの協議を経て、防災計画のほうに反映をさせて参りたいと思っております。よろし

くお願いいたします。

○事務局

続きまして、3のその他でございます。まず SPEEDI の活用ということが示されてございます。SPEEDI の活用につきましては、今回の改定原案におきまして、放射性物質の放出状況の逆推定や気象予測の結果を防護措置の参考情報に活用するということが記載されてございます。SPEEDI の活用につきましては、前回の修正におきまして、本県といたしましては、速やかな住民避難のための準備活動におきまして、気象条件として活用することや、市町村にモニタリング結果と SPEEDI の予測結果を情報提供するとともに公表するというを追記して記載してございます。

また、今回のモニタリング活動への活用については、現行のマニュアル等に記載されておりますので、今後、放出状況の逆推定の活用についても記載をしていくとうことで対応をしたいと考えてございます。今後の SPEEDI の活用についても、できるだけ反映していくとうことでございます。

さらに、その他の(2)の福島第一原子力発電所の対応でございます。事故後の状況を踏まえますと、原子力災害重点区域の設定でございますとか、事故炉の通報連絡事項、そういったものについては、格別の検討が必要でございます。

具体的には、資料6の裏のページをご覧いただきたいと思っております。こちらが今回示されました改定原案の本文をそのまま記載しているものでございます。ちょっと見づらくて恐縮でございますが、福島第一原子力発電所は、今回、原子炉等規制法の改正で、特定原子力施設というふう指定されて、特別の安全対策を講じるということとなっております。福島第一については国が示した防災指針を一律には適用できないということで、アンダーラインの部分でございますが、個々に適用可能か否かを吟味して、適用できないものについては、個別に内容を検討する必要があるとうようなことでございます。

先程もございました、①の1番下の原子力災害重点区域の取扱いですが、福島第一については、PAZでありますとか、UPZの反映は必ずしも適当ではなく、発電所のリスク評価を踏まえながらさらなる検討を進めるとうことで、今回示されておきまして、これらについては、規制委員会の今後の検討を踏まえて、防災計画に反映していくとうことにしたいと考えてございます。ステップ3になるとうことでございます。

また、②としまして、特定事象の通報対象となる施設境界付近の放射線量の取扱いとうことで書いてございます。例えば $5 \mu\text{Sv/h}$ が観測された場合にどういった対応をとるのかとうことが示されているわけでございますが、書いてございますように、一律に適用することはしない、今後、線量増加率など、代替可能な値についても考慮する必要があるとうことでございます。こういった線量率の取扱い、判断基準の取扱いにつきましては、原子力規制委員会の今後の検討も踏まえて、防災計画に反映していくとうようにしていきたいと考えております。

さらに、イの原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項とうことが示されてございます。①から④まで4点ほど、福島県の実情を踏まえた題目立てが必要とうことで、書いてございます。現在の状態で緊急時モニタリング体制が十分とれないとうことです。従って国が緊急時モニタリングを積極的に支援協力することが必要とうことが記載されてございます。県といたしましても、緊急時モニタリング体制につきましては、現在の県、国、関係機関のモニタリング体制も踏まえまして、国に積極的関与を求めておきまして、こういったところの在り方についても、計画に反映させていきたいと考えてございます。

また、警戒区域の外の区域における防護対策とうことで②でございます。警戒区域が解除されて、住民の方の一時的立入が比較的自由になった場所への避難指示などが必要になった場合の情報伝達でございます。これらは関係機関の協力を受けて、国も積極的に協力することが必要であるとうことでございます。現行の問題でございますので、こちらにつきましては、政府の現地対策本部あるいは関係市町村と協力連携しながら、避難計画等の策定において具体的に検討していくと考えてございます。

また、③のスクリーニング体制の構築のところについても、先程、地域医療課からございましたが、これについても重点区域の拡大に伴う体制整備については、今後検討とうことになります。検討後、計画に反映していくことになろうかと思っております。ステップ2ではどこまでかとうことで、検討していきたいと思っております。

また、避難者への避難指示等の在り方につきましても、発電所周辺の住民の方が別な場所に避難されているとう中、そういった方々に原子力災害が発生した場合の通報も必要であり、避難指示

を行う場合の実態の把握も重要であると指摘されてございます。これについては、県のほうでも認識してございまして、市町村と連携しまして、避難所のリストあるいは輸送手段の確保など、現在の情報を整理しまして、現行の居住人口を踏まえた避難計画の策定、避難手段等について具体的に検討していきたいと考えてございます。

以上が、1月30日に示されました改定原案に対する県としての基本的な考え方でございます。以上を踏まえまして、今回の修正を行っていききたいと考えてございますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

一括してご説明させていただきましたので、皆様方からご質問、ご意見等を伺いたいと思います。

○馬場委員（浪江町長）

浪江町長の馬場でございます。第一回目の防災会議の中でいろいろとご指摘をいたしました。その中で、今回いろいろと修正をされたということで、意見を述べたことについて反映しているなどというふうに感じています。

そこでちょっと確認の意味でご質問したいんですけれども、まず一つは、これから区域の見直しを私どもはいたします。そういう中でこれから自由に出入りができるところ、居住制限区域、避難指示解除準備区域についてです。これは先程の文章の中で気にくわなかった点があったんですけれども、今、原発の事故は収束していないということです。従って放射線量もいづらか大気中に拡散をされているという状況が実態です。そういう状況の中で、これから我々が万が一、区域見直しをされて事故が起きた場合、いわゆる核燃料棒の取り出しをして、作業が間違っただけの変な所にいった場合に、また爆発したということ想定した場合に、どういうふうに我々は避難していかなくてはならないのかということとは可及的なものだと思うんです。これを政府の指針に基づいて、来年度以降に具体的な計画を策定するという形になってはいますが、これは急いでやっていかなくてはならないということです。先程の文言のなかで、何ページだかわからなくなってしまったんですけれども、ページ数がわかりましたら話します。

今話したのは、最後のほうの資料6の指針の本文のイの②の件です。いわゆる防護対策です。私どもで先陣をきって区域見直しをした市町村がありますけれども、今話をした避難計画の策定においてどのくらいまで話をしているのか。まずそれを確認しておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、資料6の被ばく医療の件です。被ばく医療の(2)の中に、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備、これは今後検討するという形になってはいますが、PAZ内での備蓄を行うとの記載ですけれども、EPZのところはどうしたんだと思っています。私ども10km圏内にあります。その中でヨウ素剤は配布になっていたんです。今後はEPZがなくなって、UPZと言うんですか。そちらのほうに配布するというふうに記載するのかどうかということです。この点です。

先程の件は資料6でした。放射能が今もって拡散している、大気中に出されているということについては、原子力災害事前対策の(2)です。県の対応案として載っています。緊急事態当初における判断基準であり、本県への適応が困難なものを除きとあります。これはあきらかに放出されたもので、今は放出されていないというような表現にとられかねないのかということです。

以上、確認をしたいと思います。

○議長

それではまず避難計画のほうの状況等についてお願いします。

○事務局

それでは今の馬場委員のほうからのご質問について、まずご説明させていただきます。まず、最後にお話があったが、判断基準の適用の部分でございまして、これについて、書き方が簡略化してございますので、今、放射性物質が出ていないかのような表現になっているのではないかとことにつきまして、十分に現状、あるいは現在の状況について、きちんと確認したうえで、誤解のないようにしっかり修正し、適応するものについてはどういうものなのか、どういう考え方に基づくものなのか。また、適応できないとすると、それはどういうことなのか。ということについてはしっかり対応して参りたいと思います。

2番目の、その前にございましたが、資料6の2ページの2番目の現在の一時立入りとか、立入りがある程度比較的自由に認められている区域になった場合についての住民の方への通報連絡体制というようなところで、十分だったのかというようなことであつたかと思ひます。まさにこれにつ

いては、避難計画を策定してということではなくて、現在の災害対策本部体制の中で、出入りしている住民の方への連絡をどうするのかということについては、防災計画の策定とは別に、災害対策本部の現在の対応でしっかり対応していかななくてはいけない問題だと考えてございます。これについても、解除の際に、オフサイトセンターのほうで、通報連絡等を含めた十分な打ち合わせ、また認識合わせがなかった部分であったのかというようなことで、今回指摘もされているわけでございますので、こういった問題については、早急に、計画の策定とは別に、現在の対応ということでも対応していきたいと考えてございます。また、国と相談、協議して、現在比較的自由になっているところ、あるいは今後ある程度比較的出入りを自由にしていくところについての立ち上がった方への通報連絡、放射線の異常とか、発電所トラブルがあった場合の通報連絡手段をさらに強化して、こういったことが考えられるのか、早急に準備していけるのかといったことについて計画の策定とは別に対応していきたいと考えてございます。

○議長

それでは安定ヨウ素剤について

○事務局

それでは、安定ヨウ素剤についてでございます。私、事務局、地域医療課の今野と申します。よろしくお願いたします。

資料6の右側の被ばく医療、真ん中の(2)の安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備についてでございますが、こちらにつきまして、PAZ内の住民等への事前配布の導入。そして、PAZ外につきましても、地方公共団体等による備蓄等を行うということで、1月30日の指針のほうに案としてだされている状況ですので、こちらにつきましても、旧EPZを含む地域となってきますので、その対応を含め避難状況も踏まえながら先程お話ししましたとおり、緊急被ばく医療の専門の検討会議であります緊急被ばく医療協議会というものを設置して検討しておりますので、その協議会の中で検討していきたいとこちらの提案については考えております。以上になります。

○馬場委員(浪江町長)

分かりました。最後の安定ヨウ素剤の件ですが、これから検討していくということですが、私どもは、いわゆる宝の持ち腐れだったんです。私ども人口2万1千人の住民のみなさんに、ヨウ素剤を持っていたんです。浪江町として。それをいつ飲ませるか、服用させるか、これは県のほうの指示が必要、あるいは国のほうの指示が必要だったんです。ところが連絡が取れないし、私どもに指示も何にもなかったんです。どこに何人いたのか、避難している場所もあなた達は分からなかった。私どもは一生懸命になって連絡したんですけども、県の災害対策本部があれだけごちゃごちゃしていたものだから分からない。服用するための指示を待っていたって分からないですよ。連絡がとれない訳ですから。私どもの診療所の先生に相談したら、これは副作用があると言っていました。副作用が出るほうが恐ろしいのではないかとということで止めたんです。ですからその問題についても恐らく、詳しく今度の計画に載ると思います。お医者さんの指示があった時にするとか。それもやっぱり具体的に示して、宝の持ち腐れにならないように、一つ検討事項にきちんと指示を入れていただきたいと思っております。以上です。

○議長

よろしいですか。今、浪江町長さんから話がございましたように、配布を含めて、それから指示の在り方、連絡の在り方も含めて十分に協議会の中で検討いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

その他にありますでしょうか。お願いたします。

○渡辺委員代理(いわき市)

いわき市です。今、浪江町長さんからもご質問がございまして、同じ質問になるかもしれませんが、安定ヨウ素剤の予防服用につきましては、いわき市のように、特に広域な市においては、どうやって配布するのが課題です。23年3月の状況を振り返りますと、配布に向けた協議開始から配布開始まで3日間を要しまして、さらに職員が区長さんなどを通じて、数日かけて配布しております。この際には区長さん本人も避難されてしまって、不在の方が多く、配布にかなりの時間を要したという経過がございまして。このように、協議を始めてから配布までに数日、配布を開始してからから配り終わるまでにも数日かかっている状況にありました。これらのことを考えますと、本来であれば先程も言われたように、PAZ圏外のUPZ、そしてUPZ圏外の地域であっても、いわき市としては事前配布が望ましいというふうと考えております。

また、服用指示など具体的な手順は示すということでありましたけれども、服用以前の問題として、例えば薬事法の関係もあることですが、PAZという理由でクリアしたのかわかりませんが、UPZであっても同様にクリアができるのではないかと考えております。またこれは、先程もお話にありましたように、いわき市だけの問題ではないと考えられますことから、県さんから改めて国に強く要望していただきたいというふうに考えているところでございます。

それともう一点であります。資料6の2ページ目ですが、イの④、避難者への避難指示等の在り方についてであります。指針では避難者の受け入れ市町村が一時滞在者を旅行者や出張者等と同様に、適切に避難指示等の伝達をする必要があるとしております。しかしながら、本市の場合、現在2万4千人の避難者を受け入れていますが他に、原発事故や復旧復興事業に携わる作業員も市内に多数滞在しております。極めて特殊な環境となっております。このことから、本市住民以外の避難指示、伝達については、規模が大きいことから本市の業務負担も相当なものになるということが考えられます。また、そこに避難者の保護等がどのように関わるのかが不明でございます。本来、住民票をおこすところの市町村が主体的に関わる必要があるとありまして、伝達した後のフォローも含めて、協定などの約束事の取り決めをしておく必要があるかと考えますが、この点について県の対応として具体的に検討していくということにしておりますが、広域調整機能を持つ県さんからの適切な指導をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長

安定ヨウ素剤について、何かありますか。

○事務局

安定ヨウ素剤の(4)の事前配布の件でございますけれども、先程申し上げたように、これからの検討という部分もあるものですから、そういった声がいわき市さんからあった、それから国に対して要望して欲しいという意見があったということは十分に踏まえて協議会等に望みたいと思っております。

○議長

避難指示のあり方ということで、資料6の一番最後をお願いします。

○事務局

資料6の2ページ目のイの④の問題は、今、いわき市さんからご指摘がありましたように、重要な問題ということで昨年から認識してございまして、昨年資料等の提供等をお願いして集めているところでございます。こういったことを踏まえまして、一時滞り者と同様に考えるのは難しいということについては、私どもも重々承知してございまして、どのように住民の方に情報伝達をきちんとできるのかということについて、いわき市さん、あるいは避難先の住民の方も含めまして、しっかりご相談させていただいて、これらについて体制を構築していきたいと考えてございます。問題意識は十分持っておりますので、こちらについては防災計画策定とは別に早急に検討していきたいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

○渡辺委員代理(いわき市)

よろしく願いいたします。

○議長

その他、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

○馬場委員(浪江町長)

資料5の27ページですが、これは事前送付になった資料ですので、ページ数の変わりはないです。ね。県の地域防災計画原子力災害対策編の11月修正の県の要請という所に文言の修正がありまして、2の県の対応ということになりました。

その中でずっと上の方からいって斜線が引かれていますけれども、市町村から協議要求があった場合は云々というところは異論が無いところです。

ただ、下から3行目の被災市町村からの要請を待つとまが無いときは市町村の要請を待たないで広域一時滞りのための要請を当該市町村に代って県が行うものとするということになります。規制庁の指針が出たからだということだと思いますけれども、これですと要するに私どもの、私どもだけでは無いんですが、避難した自治体全てが自治体の意向でほとんど県内のほうに避難したり県外に避難したりしたんです。これをいとまが無いときに市町村の要請を待たないで、いわゆる避難先の当該市町村の方をお願いするということになるんですけれども、これの連絡がやっぱり問題なんです。要するに県の方で対応をして、浪江町さんはどちらに避難して下さいという連絡が必要なんです。

す。その連絡をどういうふうにするのかがポイントだと思うんです。確かに文言としてはいいんですが、市町村との協議をしてる時間が無いので。ですから県の対応としてやる場合には県が浪江町さんはどこどこに避難して下さいということを我々にどういうふうに伝達して、どのようなルートで避難しなさいということが一番肝心なことなんです。ですから、その文言の修正を前後の関係で難しいと思いますけど、そこまで考えておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから30ページです。これは、私たちが経験している生活必需品のことです。飲食物の供給の所です。(10)のオの所です。指定公共機関等への輸送の要請。これは、下から4行目の指定公共機関又は指定地方公共機関の正当な理由が無いのにといいるところです。これは、どれが正当な理由かということの判断が非常に難しい。例えば、私どもの経験した事象で申し上げますと、14,000人の居住スペースしかないところに10,000人の方が入りました。そうすると、もちろん食料が無いです。従って、農家の方から米を供給していただきもしたけど、これでは足りない。そうすると外部を通して炊き出しの米を供給するよという事で農協さんを通じて手配しました。その時に、分かりましたという事で農協さんが米を持ってきたんです。ところが浪江町と聞いたら入ってこないんです。運転手が放射能が怖くて入れない。そういうことがありました。それからガソリンもそうです。ガソリンもローリー車で中通りから持って来たんですけど、やっぱり近辺まで来なかった。いわゆる、放射能が怖いということで入れなかったんです。それから、避難するためのバスの供給も私ども要請しました。私ども町独自です。二本松市さんの方に私どもの町民が避難するという事でバスを依頼したところ、15台用意してくれるということで、15台用意していただいたんですけど、これまた町内に入ってこない。このバスはどこかっていうと、新潟県の交通事業者なんです。福島県では手配が足りないということで、新潟県に頼んで新潟県で手配してもらったんです。そして、15台がそこまで来て入って来ないんです。要するに運転手さんが怖くて入らないんです。それで何ともしようが無くて、郡山の私の知人に、とにかくバス5台でも良いからと出していただき、ピストン輸送をして朝の10時から夕方4時までかかりました。全町民の方を二本松市の避難所にお届けするのにです。そういう状況がありました。これがその正当な理由が無いのに、これが正当な理由というところちょっと語弊があるかもしれませんが。放射能がやっぱり怖いので。ですから、この辺もやっぱりきちりと供給体制をやる場合には、公共機関等にはある程度周知する必要があるんじゃないかと思います。これは運転手さんだって命が大切だと思いますが、その辺も言葉尻だけではなく、文言を吟味していただきたいと考えています。以上です

○事務局

今、浪江町長さんのほうからご指摘がございました。

まず、避難の件で関係市町村に代わりまして、県が対応するといった場合についてのこと。確かに他の部分については、通報連絡等について記載してあるわけですが、こういった場合についての通報や当該市町村との連絡をどういった形にするのかということについて留意するということをごをここで表記したいという考えでございます。

また2番目の物資輸送の要請の点でございますが、ご指摘のあったような事案が3月にあったわけでございます。そういったものも踏まえまして、国の方ではこういったマニュアルに整備されているわけですが、このような場合、どのように書くかということと、あと実際に対応体制もこういった場合については十分考えなければならないと思います。原子力災害の場合においては、そういった風評といったものや実際にあった状況も考えられ、こういったところが一般災害とは全く区別され特に重要だと思いますので、そういった所をどういうふう配慮するか検討し、また、実際の対応ということで、ご指摘を踏まえまして考えていきたいと思っております。まさにこの問題が原子力災害の特殊性ということだと私どもも認識してございます。

○議長

その他ございますでしょうか

○片桐委員

資料5についてです。今回のステップ2の見直し案はマニュアルとか防災基本計画とか等々の内容を反映させるということで、文言についても随分考慮されているというふうに感じます。ただ、具体的な事を個々に申し上げますと、例えば資料5の1ページの真ん中辺りに事業者の役割について書かれている、指針の方にも書かれている、その通りだと思うのですが、同じように20ページ

に事業者の役割ということで、県の計画の中にそのまま表現されている、福島県の地域防災計画である以上、自ら事業者名の役割を書くのであれば、それを受けて、どういう対応をしていくのかということも明記していただいた方がより実効性が高い環境が作れるのではないのかなというふうに感じておまして、先程ご説明の中では7ページ目の所を例に説明をいただきましたけれど、後方支援拠点を事業者が作ると、そのために必要な連携の環境を作るということで、表現上は事業者の役割という形に書かれているんですが、県とどのように連携を保つのか、県としてどうしていくのかというようなことの表現ぶりがあるって、実際にそれを束ねると、もしくは必要なハード環境を作るとか、そういうものをしていくことでより実効性が高いだろう、高い環境が作れるんじゃないかなというふうに感じております。

あまり表現ぶりにこだわってもしょうが無いかもしれませんが、申し上げますと、前提はあくまでもこの福島県としての策定した自らやるべき計画としてどういう表現が適切だろうかと少し気になったということでご質問させていただきました。

もう一点、今後の話として資料6でご説明いただきました県の対応ということで、2ページ目の方なんですが、イの①の緊急時モニタリング体制のところです。そもそも指針の改定案の方の表現が、私は若干ちょっと後退気味ではないかなということを感じました。国の話ですのでそこはちょっと置いておいて県の対応の方を読ませていただきますと、国に対して積極的に緊急時モニタリング体制の整備は、現在行われている国、県関係機関のモニタリング体制を踏まえ、国の積極的管理を求めるということで、国が重要な役割を果たす必要があるということの認識の元にこういうふうに書かれていると思うんですが、先程ちょっと話したように本来モニタリングについては国が統括して一元的にやっていくということで、今現在検討が進められておりますので、国に積極的な関与を求めていくということであれば、国がどう統括するのか、福島県としてはどういう形でモニタリングを自ら積極的にやっていくんだということを考慮したうえで、一元的な最終的な仕上りの部分をイメージしながらやっていって、是非提言をしていただければなと思いますし、むしろそれがないと福島県が緊急時モニタリングの在り方、体制という物に対してグレーの形のまま最終的な仕上がりになってしまうことが非常に危惧されますので、そういう意味で、前回もちょっと最後に申し上げたと思うのですが、県として何をしたいのか、どうしたいのか、国の統括の中にどういうふうに加わって一緒にやっていくのかということをお自らの考え方で示していただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

2点目は要望というかお願いします。

○事務局

事業者の役割と環境モニタリングの件でご指摘がございまして、両方とも県として何を求めていくのか、何を行うのかということについて、もっと明確に計画的に想定すべきではないかというご意見であったかと思えます。資料5の1ページに書いてございます事業者の役割については、基本的な考え方だということであるかなと思いますが、ご指摘がございまして、他の部分におきましては、事業者に具体的に県として何を求めるのか、例えば通報連絡の所では事業者の責任について書いてございますが、そういうふうにも計画において事業者に求める中身、そういったものについて、実際、求めているが記載の中に書いていないとか、こういうことを求めていることになるんだけど書いていないことがあるとか、そういう所を継ぎ足したいまして、具体的になるべく検討して事業者に求める役割について検討していきたいと思えます。

また、環境モニタリングについては、国の方のモニタリングについての見直しのスケジュールが遅れているわけですが、こちらについては、確かに原子力規制委員会が総括するとなつていますが、元々モニタリングは県の役割でございました。それが、今回は必ずしも十分に役割を果たせるかという問題があったわけですが、更に、原子力規制委員会の元にあるから県として、それほど重大な役割はなく、軽くなるんだというふうには考えてはございません。あくまで、地元において自立的にやれることはしっかりやらなくてはなりませんので、そこについて検討して、モニタリングの考え方を明確にしたうえで、今回はちょっと難しいところもございまして、最終的にはモニタリングとしての考え方を示したうえで修正を行っていきたくと思っております。

○議長

他にございますでしょうか。

○松本委員代理（檜葉町）

檜葉町でございます。今回、検討する内容ではないかもしれませんが質問させていただきます。

檜葉町の実体験を踏まえて申し上げますと、避難する際に非常に困難な避難を余儀なくされました。そういうことを踏まえまして、新たな防災拠点の整備とか、高速道路の有効活用、新たなインターの整備を含めてなんでしょうけれども、そういった部分でこの防災計画に記載する考えがないのかということがまず一点です。

それから医療体制についてなんですけれども、我々の所は医療体制が崩壊している中でこういった事態が起こったときにどのように対応するのか、新たな病院の整備という観点も含めて考え方をお聞かせいただきたい。

○事務局

災害対応のインフラの整備といいますか、そういった所を原子力災害対策編としてどういうふう書き込んでいくのかという問題に帰着していくことかなと思います。

原子力災害対策編自体も県の災害対策編の中で、一般災害対策がありますとかそういうところで、今、道路法とかで整備したものを活用するような形になっておりまして、直接、原子力災害の面での全体として書いているところがあまりございません。そこは一般災害での災害編とか、一般編で、緊急時の際の連絡とか整備とかそういったことも書いてございますので、そういった所について原子力災害の方から今言ったような問題点を反映できるようなところがあるのかどうか、その辺についても、調整を図っていきたいと思っております。また、具体的に計画に記載しないまでも、これまでもいろいろと例えば高速道路の場合のアクセスの問題とか、そういったものもご相談させてもらってきた経緯もございますので、これから広域避難計画やそういったものを策定する際の利用する道路網など、どういうふうに加えていくのか、またどのような課題があるのか、そういったことも含めて避難計画の策定には必要となりますので、その点も十分、ご指摘がありましたような問題意識を持って必要であればそういったところの整備についても求めていく考え方で対応して参りたいと思っております。

○事務局

次は医療体制というご質問でございますけれども、その件が直接関わりがあるのかどうか私もあれですが、その件についてはこれから住民の帰還される所、そういった所についてはそれに応じた医療体制が必要だという認識は私どもも十分持っておりますので、そういった取り組みのための計画を今現在持っているのは浜通りの医療保険でございますが、そういったものもございまして、どういった進め方がいいのかその辺も十分に協議をさせていただきながら取り組んで参りたいというふうに思います。

○議長

今いろいろなご意見をいただきました、計画で対応するのか、またマニュアルで対応するのか、それから先程お話しがありました一時立ち入り、自由に入出できる方の対応など、こういったものについては、至急その計画とは別に具体的な取り組みをしなければならない。いろいろあると思っておりますので、そういったものについては具体的に今すぐ対応しなければならない。

それから別なものと連携で話し合ったインフラなど、しっかりご意見いただいたものについては対応していかなければと思っております。

その他ご意見ございますでしょうか。

なければ本日いただいたご意見につきまして、改めて整理をさせていただきます、修正につきましては、私の方にご一任いただくということでよろしいでしょうか。それで修正したものにつきましては、今後皆様方、それからパブリックコメントにかける手続き、そして更にまた部会での審議会ということにしたいと思っております。その辺のスケジュールについては事務局の方からお伝えします。

○事務局

本日いただきましたご意見も踏まえまして、今後整理のうえ、パブリックコメント等の手続きを行います、その後この部会を3月の中旬頃を予定しておりますが、再度そういったものを踏まえたうえの修正案をご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長

その他何かございますか。（発言なし）それでは以上で審議の方は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○司会

以上をもちまして第3回福島県防災会議原子力防災部会を閉会いたします。

ありがとうございました。